

(参考様式4)

### 社会福祉法人瑞穂会役員一覧

No.	役職	氏名	職業	役員の資格等	現就任年月日	任期満了日
1	理事長	小嶋 悦雄	法人理事長	①	平成29年 6月16日	平成31年6月の 定時評議員会の 終結の時まで
2	理事	新井 三郎	施設職員(非)	②	同上	同上
3	理事	小嶋 素志	施設長	③	同上	同上
4	理事	柴崎 泰治	なし	④	同上	同上
5	理事	松井 隆	地域文化センター館長	④	同上	同上
6	理事	横田 純	学童保育支援員	②	同上	同上
7	監事	蓮見 弘一	なし	①	同上	同上
8	監事	栗原 基安	農業	②	同上	同上

#### 役員の資格等

- 理事 ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者  
②事業の区域における福祉に関する実情に通じている者  
③施設の管理者 ④その他
- 監事 ①社会福祉事業について識見を有する者  
②財務管理について識見を有する者  
③その他

(参考様式4)

### 社会福祉法人瑞穂会 評議員一覧

No.	役職	氏名	職業	現就任年 月日	任期満了日
1	評議員	石川 雅英	公民館運営委員	平成 29 年 4 月 1 日	平成 33 年 6 月の 定時評議員会の終 結の時まで
2	評議員	内田 敬	公民館生涯学習推進員	同上	同上
3	評議員	岡村 要次	地域文化センター運営委員長 民生児童委員	同上	同上
4	評議員	柿沼 肇	公民館生涯学習推進員	同上	同上
5	評議員	杉田 すみ	なし	同上	同上
6	評議員	杉山 嘉子	なし	同上	同上
7	評議員	中島 寛亮	なし	同上	同上

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

### (報酬等の支給方法)

第2条 役員等の報酬等は、勤務形態により次の通り支給する。

- (1) 常勤役員のうち、理事長に報酬として月額 80,000 円を支給し、他の常勤役員には支給しない。
  - (2) 非常勤役員及び評議員には報酬を支給しない。
  - (3) 賞与及び退職手当は、常勤役員、非常勤役員及び評議員ともに支給しない。
- 2 非常勤役員及び評議員が、法人業務を行う場合には、費用弁償として日額 3,000 円を支給する。
- 3 役員報酬等の総額は、150 万円の範囲内とする。

### (報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。